

案

令和3年 月 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府公衆浴場入浴料金審議会  
会長 椎葉 淳

公衆浴場入浴料金改定の要否等について（答申）

令和2年11月2日付環衛第1834号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

今回実施した公衆浴場基礎調査によると、1日あたりの平均利用者数は伸びず、浴場の経営実態は年々厳しさを増し、廃業のやむなきに至る浴場が、あとを絶たない状況である。

公衆浴場経営者は、イベント開催などを通じ、新たな利用者の確保に向けた取組みを進めているが、経営改善までには至っていない。

本審議会としては、標準の公衆浴場として選定した浴場の基礎調査結果について、経営内容を精査し、原価計算を行ったところ、維持コスト削減や、公衆浴場経営に付随したサービスの充実など営業収入を確保する為の経営努力が認められるものの、人件費が安く抑えられていることに加えて、近年、減価償却費が減少の一途で、必要な再投資が行えていない状況にあり、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持は、さらに厳しくなるものと考えられる。これらの状況や経済指標の動向を踏まえ、慎重に審議した結果、個人事業主分の人件費や再投資のための費用を見込む一方で、浴場経営と密接不可分な物販等の収入も反映させた原価計算が必要との意見の一致をみた。改定額については、このような審議経過のもと40円以上の改定が必要であったが、営業者の経営努力にも期待し、利用者・消費者及び浴場経営者の理解を得て、以下のとおりとすることとした。

大人 490円（現行450円）  
中人 200円（現行150円）  
小人 100円（現行 60円）

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の減少により廃業する施設数が増加しており、今後も楽観を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

- 1 大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいづくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設であることに鑑み、行政関係者には公衆浴場が、社会資源として高齢社会に対応した福祉、健康づくりに貢献できるよう施策の充実を望みたい。
- 2 公衆浴場経営者には、地域の健康づくりに寄与する施設として自家風呂所有者を含めた利用者の確保に努めるとともに、府民ニーズを把握し、浴場の特性を生かした事業や積極的なPR活動の実施、また、サービス向上につながる施設の改装・更新など、更なる経営努力に取り組まれることを望みたい。

# 別表

改定上限入浴料金の算定根拠 (平成30年標準浴場 47施設 (個人経営 36施設 法人経営 11施設) の1浴場平均 単位 (円))

年間入浴料金収入	(ア)	15,259,396
営業外収入	(イ)	1,867,637
営業外収入 (イ) の収益 (収入×30%)	(ウ)	560,291

H30年調査時入浴料金 大人440円 中人150円 小人60円	利用者割合 (大人93% 中人4% 小人3%)
年間営業日数 312日	
1日平均利用者数大人換算 111人	

年間営業費用	(A)	(B)
	H30年実績	(A)の消費税10%換算
1 人件費 (注3, 4)	4,155,435	4,155,435
2 水道料 (*)	817,242	832,376
3 燃料費 (*)	1,981,157	2,017,845
4 電気料 (*)	2,087,734	2,126,396
5 借地借家料	1,110,613	1,110,613
6 消耗品費 (*)	580,607	591,359
7 保険料	238,969	238,969
8 旅費通信費 (*)	155,837	158,723
9 会費交際費 (*)	118,732	120,931
10 減価償却費	1,038,222	1,038,222
11 修繕費 (*)	872,365	888,520
12 公租公課 (**)	849,590	990,881
13 支払利子	67,623	67,623
14 雑費 (*)	476,231	485,050
15 建物再調達費 (注5)		
16 事業報酬 (注6)		
合計	(エ) 14,550,357	14,822,942

(C)
改定入浴料金 算定欄 【 (B) + 個人事業主分人件費 (注3, 4) + 建物再調達費 + 事業報酬 】
6,241,992
832,376
2,017,845
2,126,396
1,110,613
591,359
238,969
158,723
120,931
1,038,222
888,520
990,881
67,623
485,050
556,209
324,424
17,790,133

備考
注1(*) 消費税対象項目(10%×1.1/1.08)
注2(**) H30年実績の入浴料金収入をもとに(10%時) H30年時の消費税額を差し引いて10%時の消費税額を加える 「公租公課」-「年間料金収入」×0.08/1.08×0.5 +「年間料金収入」×0.1/1.08×0.5
○簡易課税制度 「納付する消費税」=「売上に係る消費税額」 -「売上に係る消費税額」 ×0.5(みなし仕入率)
注3 個人事業主分の人件費として一律240万と設定する
注4 人件費増加率 「R元年大阪府内企業賃金改定状況」2.11% 「R2年大阪府内企業賃金改定状況」1.99% 1.0211×1.0199=1.041(H30年からの賃上げ率4.1%) なお、人件費増加率の加味は、(B)の人件費に注3の個人事業主分の人件費に一律加算後、人件費額全体に増加率を加味
注5 建物再調達費 平成29年経営調査を元に建物(附属物含む)の帳簿価格の5% ⇒ 556,209円
注6 事業報酬 平成29年経営調査を元に資本金の10% 法人経営 493,333円 入浴料金収入 個人経営/法人経営=55.3% 個人経営(法人経営の55.3%として) 272,813円を計上 (272,813×36+493,333×11)÷(36+11)=324,424円

営業外収入反映	1日あたりの営業費用 ( (エ) - (ウ) ) ÷ 年間営業日 (312日)	(オ)
	1日大人1人あたりの営業費用 (入浴料金) ( (オ) ÷ 111人)	(カ)
	(カ) - 450円	

55,224
497.5
47.5